

(別紙)

(仮称) 白石小原陸上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
について

本事業は、宮城県白石市及び福島県国見町の約 1,490ha を事業実施想定区域とし、ローター直径最大 117m、全高最大 143.5m の風力発電機を最大 19 基設置し、出力が最大で 79,800kW の風力発電所を整備する計画であり、風力発電機は全て宮城県内に設置されるが、事業者は福島県福島市、桑折町及び国見町に環境影響が及ぶとしている。

事業実施想定区域は西エリアと東エリアに分かれており、西エリアは半田山鳥獣保護区、阿津賀志山鳥獣保護区及び萬歳楽山に近接している。

また、事業実施想定区域には水源かん養保安林の指定を受けた森林や地すべり防止区域が含まれ、周辺には土砂災害警戒区域が存在する。

なお、一部の風力発電機設置想定範囲から 2km 以内に保育園や小学校が存在する。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」(2022年4月改訂)等を踏まえ、自治体及び事業実施想定区域周辺の住民等に対し、事業による環境への影響について丁寧かつ十分な説明に努めること。

また、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)で示される事業計画は、住民との協議の結果を踏まえたものとする。

(2) 当事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等について、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。

また、その結果を踏まえ、事業実施想定区域、風力発電機の基数及び配置等を検討すること。

(3) 本事業の事業実施想定区域には、先行する風力発電事業の事業者が、自然環境や生活環境への影響に配慮し、対象事業実施区域から除外した区域が含まれる。

方法書以降の事業計画の検討に際し、先行事業において想定区域から除外した理由を確認した上で、事業実施想定区域を改めて検討すること。

なお、当該区域を事業実施想定区域に含める場合は、その検討過程について方法書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動について

ア 風力発電機の設置予定範囲から約 1km に住宅が、約 2km 以内に環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、風力発電機の配置等の検討に当たっては、当該施設から十分な離隔距離を確保すること。

イ 周辺事業との累積的な影響が生じる可能性があるため、累積的な騒音の調査実施を検討し、方法書に記載すること。

なお、調査地点は観光地等も対象とすること。

(2) 水環境について

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、水源かん養保安林の指定を受けた森林、白石市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域並びに福島市水道水源保護条例に基づく茂庭地区簡易水道水源保護地域及び摺上川ダム水源保護地域が存在することから、工事の実施による土砂や濁水の発生に伴う水環境への影響が懸念される。

水源のかん養機能等の水環境への影響について調査方法を検討の上、方法書で示すこと。

また、事業実施想定区域の検討に際し、森林が持つ水源の涵養機能、土砂流出防止機能等に影響が及ばないよう、森林の転用面積は必要最小限とするとともに、水質の汚濁防止のための対策を確実にすること。

なお、事業実施想定区域内に民有保安林が含まれるため、保安林を避けること。避けられない場合は、その理由を整理すること。

イ 河川影響への調査地点の検討に当たり、事業実施想定区域周辺河川の流域を調査し、方法書で示すこと。

(3) 地形・地盤について

ア 事業実施想定区域には重要な地形（萬歳楽山等）が存在するため、その地形及び周辺を事業実施想定区域から除外を検討すること。

イ 事業実施想定区域およびその周辺は地すべり防止区域や砂防指定地の指定を受けた区域及び地すべりとみられる地形が広範囲に分布していることから、当該区域を事業実施想定区域から除外することを検討すること。

ウ 事業実施想定区域に治山施設が含まれるため、施設を避けること。

(4) 電波障害について

電波環境への影響を評価するにあたり、周辺の通信設備等の配置について調査し、方法書で示すこと。

なお、風力発電機の設置により、周辺の通信環境に影響が及ぶおそれがある場合は、調査方法及び調査地点を検討の上、方法書で示すこと。

(5) 風車の影について

ア 風力発電機の設置予定範囲から 2km 以内に環境保全上配慮が必要な施設が存在し、シャドーフリッカー（風力発電機ブレードの影が回転し明滅する現象）による影響が懸念されることから、環境影響調査項目に風車の影を追加し、調査方法及び調査地点を検討の上、方法書で示すこと。

イ 周辺で計画されている事業と当事業の風車に囲まれる住宅について、複数事業の風車の影による累積的な環境影響が及ぶおそれがあることから、他事業の風力発電機の想定位置を調査の上、当該影響の有無を適切に評価できる調査方法及び調査地点を検討の上、方法書で示すこと。

(6) 動植物・生態系について

ア 事業実施想定区域は半田山鳥獣保護区及び阿津賀志山鳥獣保護区に近接しており、事業による影響が予測されることから、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、動物の移動経路、生息状況等に関する調査を検討し、方法書で記載すること。

また、野生鳥獣（イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等）の行動圏の変化による農業等への被害の予測に資するため、これらの動物についても生息調査と行動調査実施を検討し、方法書に示すこと。

イ 文献調査等により、事業実施想定区域及びその周辺が、渡り鳥の渡りルートや希少な猛禽類（クマタカ等）の生息区域となっている可能性があることから、風力発電機の配置は、周辺事業との累積影響も踏まえ検討すること。

ウ 事業実施想定区域周辺には希少なコウモリ類（ヒナコウモリ等）の生息地が複数存在するため、近傍の他の事業による累積的影響や季節的な移動を含め、十分な生息実態調査と解析を行うこと。

(7) 景観・人と自然との触れあいの活動の場について

ア 西エリアの風力発電機設置想定範囲内に高さ約 140m の風力発電機を設置した場合、重要な地形である萬歳楽山からの景観の構図を乱す等、景観に大きな影響が予測されることから、萬歳楽山からの景観に影響を及ぼす区域を事業実施想定区域とすることを避けること。

イ 景観調査地点の選定に当たっては、関市町村意見及び地元団体・住民等の意見を踏まえ選定し、選定理由と併せて方法書に記載すること。

また、景観調査地点は、観光地や眺望点以外に、国見サービスエリア等の多数の利用がある施設での実施も検討すること。

ウ 東北自然歩道等の、人と自然の触れ合いの活動の場を事業実施想定区域に含めていることから、事業の及ぼす影響について調査を検討し、方法書で示すこと。

なお、長期的に利用が行われることから、関係市町村や地元団体とのヒアリング結果を踏まえ、長期的に調査を行うこと。

エ 事業実施区域周辺では大規模な風力発電所が3件計画されており、周辺の眺望点で、複数の風力発電機が視認される等の累積的な環境影響が生じるおそれがあることから、累積的な環境影響の調査方法及び調査地点を検討の上、方法書で示すこと。

(8) 放射線の量について

事業実施想定区域は汚染状況重点調査地域に該当することから、空間線量及び土壌の放射能濃度についての調査方法及び調査地点を検討の上、方法書に示すこと。